

大学院学生各位

新型コロナウイルス感染症に関連した 学籍の特別措置について

下記のとおり特別措置を実施いたしますので、手続きを希望する場合は、**令和5年8月18日(金)**までに学生支援チーム大学院担当へ書類を提出してください。

※専門分野主任および指導教員の承認印をいただいた届出を電子媒体(PDF)で学生支援チーム大学院担当へ提出いただくことも可能です。

電子媒体(PDF)で提出する場合は、メールの件名に「【学籍異動】」、「学籍番号」、「氏名」を必ず入れてください。

(件名の例)：【学籍異動】 コロナ休学願の提出 (21236000 東大太郎)

休学

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育・研究に支障があることを理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間（修士課程：2年、博士課程：3年）に含めないことが可能とされました。

【対象】 令和5年度に在籍する修士課程および博士課程の学生

【提出書類】 「休学願（コロナ用）」 「指導教員による理由書（様式任意）」
「理由書（様式任意）」

※上記の休学が可能な期間は、令和6年3月31日までです。

※新型コロナウイルス感染症による経済的理由は、休学期間に算入されない休学には含まれませんのでご注意ください。

○令和5年10月1日より特別措置の適用を申請する場合、上記の提出期限を厳守してください。提出期限までに書類が提出できない場合には、事前に学生支援チーム大学院担当までご相談ください。

○「休学願（コロナ用）」は、文学部・人文社会系研究科ホームページより[ダウンロード](#)または学生支援チーム大学院担当（窓口もしくはメール）で受領してください。

○特別措置を申請する場合、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことおよびその期間について具体的な理由書（様式自由、A4半分程度）をご提出ください。

○人文社会系研究科学生支援チーム大学院担当への書類提出後、研究科又は全学の会議において承認が得られた場合に許可されることとなります。特別措置の適用の

可否については、指導教員を通じてご確認ください。

○ご不明な点は、人文社会系研究科学生支援チーム大学院担当まで **UTAS** に登録されているメールアドレスよりメールにてお問い合わせください。

○令和6年4月1日以降の特別措置の取扱いについては、実施の有無も含め決定次第、在学生ポータルにてお知らせいたします。

令和5年7月3日

人文社会系研究科学生支援チーム大学院担当